



年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 戸籍年金係
☎476-1111(126)

◆ 20歳になったら国民年金 ～新成人の皆さんへ～

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

◆ 国民年金のポイント

① 将来のおおきな支えになります！

国民年金は日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方が加入し、保険料を納める制度です。
(平成26年度の定額国民年金保険料は月額15,250円です)

国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

② 老後のためだけのものではありません！

国民年金には、年をとったときの『老齢年金』のほか『障害年金』や『遺族年金』もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（『子のある配偶者』や『子』）が受け取れます。



◆ 『学生納付特例制度』と『若年者納付猶予制度』

① 『学生納付特例制度』

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

この学生納付特例申請には、『学生証の写し』または『在学証明書』が必要です。

② 『若年者納付猶予制度』

学生でない30歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※国民年金への加入や学生納付特例および若年者納付猶予申請は住民環境課戸籍年金係で受け付けています。

◆ 年金手帳は大切に保管を！

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される『基礎年金番号』が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要なになりますので、大切に保管してください。

